

6. 防災・減災に資する計画・検討①

防災・減災に対する住民の意識向上

建設部 土木局 河川砂防課

概要

我が国には、土砂災害が発生するおそれのある危険箇所が非常に多く存在しており、土砂災害は、毎年のように全国各地で発生しています。そのような箇所全てに対し、対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

そこで、そのような災害から人命や財産を守るため、対策工事によるハード対策のみならず、警戒避難体制整備に代表されるソフト対策を推進する目的で、土砂災害防止法が制定されました。

土砂災害防止法に基づく取組み

基礎調査の実施[都道府県]

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

土砂災害警戒区域の指定[都道府県知事]

〈土砂災害のおそれがある区域〉

- 情報伝達、警戒避難体制の整備
- 警戒避難に関する事項の住民への周知

〈警戒避難体制〉

- ・ 市町村地域防災計画
(災害対策基本法)

土砂災害特別警戒区域の指定[都道府県知事]

〈建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域〉

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制(都市計画区域外も建築確認の対象)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

〈建築物の構造規制〉

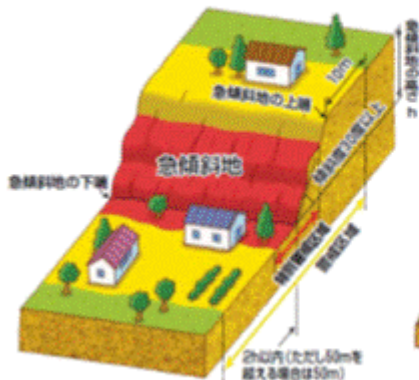
- ・ 居室を有する建築物の
構造基準の設定
(建築基準法)

〈移転支援〉

- ・ 住宅金融公庫融資等

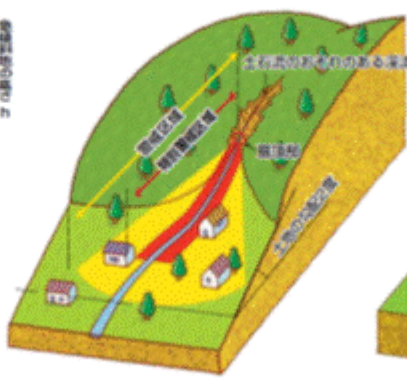
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象、かけ崩れともいう



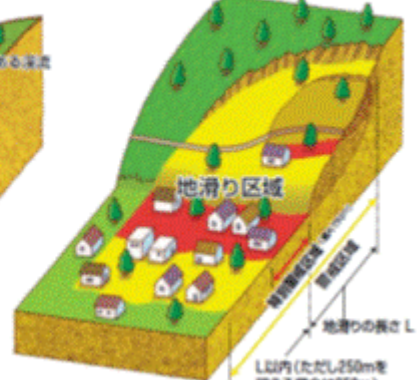
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は深流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



ハザードマップ
作成(市町村)



道では、市町村のハザードマップ作成などの警戒避難体制整備の支援を実施

6. 防災・減災に資する計画・検討②

道としての津波防災に関する取組み

総務部 危機対策局 危機対策課
建設部 建設政策局 維持管理防災課

概要

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波による甚大な被害を踏まえ、「災害には上限がない」ことを教訓に、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波への対策を行うことが必要とされ、今後の津波対策は二つのレベルの津波の考え方をもとに進めていくことになりました。

	発生頻度	考え方
レベル1 (L1)	概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する津波	人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備
レベル2 (L2)	概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生し、影響が甚大な 最大クラスの津波	住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設の整備等、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

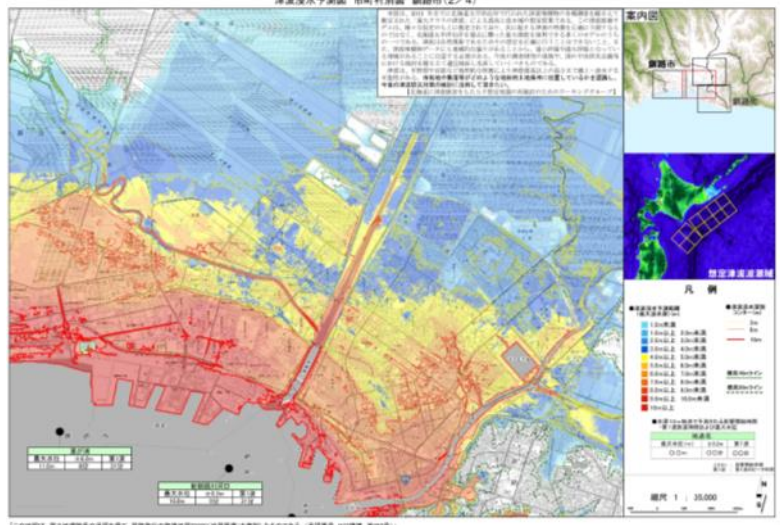
最大クラス（レベル2）の津波への対応として、北海道では東日本大震災の以前に公表した「津波浸水予測図」の点検・見直しや、平成23年12月に施行された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災地域づくり」に取り組んでいきます。

津波浸水予測図の点検・見直し

市町村の津波ハザードマップや避難計画作成の促進を図るため、平成17年度から平成22年度にかけて公表した全道沿岸の「津波浸水予測図」について、最新の科学的知見（津波堆積物調査）に基づいた最大クラスの津波を想定した点検・見直しを実施し、平成24年6月に太平洋沿岸に関する「津波浸水予測図」を改訂・公表しました。

引き続き、津波堆積物や国の津波波源に関する調査結果を踏まえ、点検・見直しを進め、最大クラスの津波浸水想定を設定していきます。

最大クラスの津波浸水予測図（平成24年6月公表）
（釧路市の例）



津波防災地域づくりに関する法律による取り組みフロー

「津波防災地域づくり」について

北海道では、津波浸水想定の設定を実施するとともに、「津波災害警戒区域」指定や「推進計画」作成の具体的な進め方を検討し、最大クラスの津波に対してハード・ソフト施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進することを目指しております。

「津波防災地域づくり」とは、津波による災害を防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり（基本指針より）

